

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年3月19日(2020.3.19)

【公開番号】特開2018-129765(P2018-129765A)

【公開日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【年通号数】公開・登録公報2018-031

【出願番号】特願2017-23472(P2017-23472)

【国際特許分類】

H 04 N	5/232	(2006.01)
G 03 B	17/02	(2006.01)
G 03 B	17/18	(2006.01)
G 06 F	3/041	(2006.01)
G 06 F	3/0488	(2013.01)
G 06 F	3/0486	(2013.01)

【F I】

H 04 N	5/232	1 6 0
G 03 B	17/02	
G 03 B	17/18	Z
G 06 F	3/041	5 3 4
G 06 F	3/0488	
G 06 F	3/0486	
H 04 N	5/232	9 3 3

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月31日(2020.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

一方、タッチムーブされていた場合、S109において、システム制御部50は、タッチパネル70aの垂直成分・水平成分毎のタッチムーブ移動量Lx、Lyを取得する。ここでは、前回のタッチ座標と現在のタッチ座標との差から移動量を取得し、S110に進む。S110では、システム制御部50は、シャッターボタン61が半押しされているか(SW1 ON、撮影準備指示)か否かを判定する。半押しされていなければS111に進み、システム制御部50は、移動係数を通常時に用いるM1に設定する。なお、移動係数M1は、タッチムーブ移動量の垂直成分・水平成分にそれぞれ掛ける係数(M1x、M1y)からなる。そして、S112において、電子ビューファインダ28bに表示する焦点検出領域を示すAF枠を、S109で取得したタッチムーブ移動量Lx、Lyに、移動係数M1を掛け、求めたAF枠移動量Lx×M1x、Ly×M1y分、前回の表示位置から移動する。移動後、S104に戻る。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

S110の判定において半押しされていればS113に進み、システム制御部50は、

移動係数をM 1より大きな、シャッターボタン6 1の半押し状態用の移動係数M 2に設定する。移動係数M 1と同様に、移動係数M 2は、タッチムーブ移動量の垂直成分・水平成分にそれぞれ掛ける係数(M 2x、M 2y)からなる。そして、S 1 1 4において、システム制御部5 0は、コンティニュアスAFが設定されているかどうかを判断する。コンティニュアスAFが設定されていなければS 1 1 6に進む。S 1 1 6では、システム制御部5 0は、電子ビューファインダ2 8 bに表示するAF枠を、S 1 0 9で取得したタッチムーブ移動量L x、L yに、移動係数M 2を掛けたAF枠移動量L x × M 2x、L y × M 2y分、前回の表示位置から移動する。また、コンティニュアスAFが設定されているため、移動したAF枠についてAFを行うとともに、移動したAF枠の被写体について適切な露出となるようにAE処理を行う。コンティニュアスAFでは、シャッターボタン6 1の半押し後にも、AF枠の移動を可能にし、所望の被写体が動いてしまった場合にも調整可能なようになっている。なお、上述の実施形態においてはタッチ位置の移動量を取得した後にS 1 1 0において撮影準備指示がされているか否かを判定しているが、これに限らず、撮影準備指示がされているか否かを判定した後にタッチ位置の移動量を取得し、対応する移動係数をかけた分AF枠を移動するようにしてもよい。また、撮影準備指示(シャッターボタン6 1の半押し)が解除されたか否かを判定し、解除された場合には、移動係数をM 1に戻すようとする。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 6】

第2の実施形態では、タッチパネル7 0 aを用いて、電子ビューファインダ2 8 b上に表示するAF枠の位置を指定する場合の別の制御について説明する。本第2の実施形態においては、タッチパネル7 0 aを用いたAF枠の位置の指定方法として、2つの操作方法を備える。一つは、図7(a)及び(b)で示す様に、タッチパネル7 0 aのタッチ位置に対応した電子ビューファインダ2 8 b上の位置に、焦点検出領域を表すAF枠を移動する「絶対位置操作」方法(第1の操作)である。もう一つは、図7(c)及び(d)で示す様に、タッチパネル7 0 aをドラッグ操作した距離に応じて、電子ビューファインダ2 8 b上でAF枠を移動する「相対位置操作」方法(第2の操作)である。「絶対位置操作」はよりダイレクトで素早い操作を行うことが可能な一方、タッチパネル7 0 aの所望の位置に指が届かない場合、その位置を指定することができない。「相対位置操作」は限られた範囲でも、ドラッグ操作を繰り返すことにより全ての領域を移動可能だが、移動に比較的多くの操作回数を要する。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 3】

S 3 1 1では、システム制御部5 0は、シャッターボタン6 1が半押しされたか(SW1 ON、撮影準備指示がされた)か否かを判定する。シャッターボタン6 1が半押しされていない場合には、S 3 0 4へ進む。